

議会改革調査特別委員会記録

平成24年6月27日（水）

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成24年6月27日（水）

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時1分）	2
調査事件の概略について	2
散会宣告（午前10時34分）	10

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成24年6月27日（水曜日）

出席委員（9名）

委員長	大森由紀子	委員	大地正広
副委員長	高橋伸介	委員	福留利光
委員	前田富枝	委員	大橋智洋
委員	堤幸子	委員	堀井勝
委員	木村亮太		

本日の会議に付した事件

1. 調査事件の概略について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局係長	居内琢磨
事務局次長	五島祥文	事務局係長	尾田岳志
事務局課長	大西佳則	事務局係長	吉田章伸
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	井上淳子
事務局課長代理	田中朗	事務局主任	櫻井啓佑

~~~~~

○大森由紀子委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時1分 開議)

○大森由紀子委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○大森由紀子委員長 調査に先立ち、申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○大森由紀子委員長 これから調査に入ります。

本日は、調査事件の概略についてを議題とします。

○大森由紀子委員長 本委員会では、昨年、調査事件の希望を募ったところ、各委員からさまざまな提案がありました。これらを整理したものが、お手元の調査事件という表題の資料です。

そのうち、①政務調査費の在り方についてと、③派遣議員等の報酬の報酬の在り方については、議員報酬及び議員定数の在り方についてとあわせて、本年3月の定例会で一定の結論が得られたことは、皆さん、御承知のとおりです。

つきましては、それ以外の調査事件について、さきの臨時会で、私も含めて委員の半数以上が交代したこともあり、改めてその認識を共有化したいと考えています。

○大森由紀子委員長 それでは、調査事件に係る各委員の趣旨説明と書かれた資料をごらんください。これは、昨年11月4日の本委員会において、各会派の所属委員から趣旨説明がありましたので、それを要約したものです。

詳しい趣旨説明については、実際に御協議いただく前に改めて行っていただくこととなりますが、まずは、これに沿って、順次、事務局から説明させますので、趣旨が異なっている場合や誤解を招く場合など、それぞれ補足したい事項がございましたら、委員の皆さんの御発言をお願いいたします。

○大森由紀子委員長 まず、②議長の任期及び選出方法について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件については、未来に責任・みんなの会、みんなの党市民会議、日本共産党議員団の3会派の委員から提案されています。

まず、未来に責任・みんなの会からは、議長を決める日程の簡略化についてと、立候補制をとって候補者の所信表明または意見表明の場をつくってはどうかという提案がされました。また、議会はどうあるべきかを考える際には、議長の役割は重要で、議長の役割を強化する方向にできればと説明されました。

次に、みんなの党市民会議からは、正副議長の任期について、1年にする、2年にするということより、考え方を整理することについて提案されました。

最後に、日本共産党議員団からは、議長の選出方法について、候補者を市民にも明確にして、所信表明の場をつくるべき、地方自治法の規定で全員が候補者であることはわかっているが、実施している議会もあり、市民にとってわかりやすいのではないかとということで提案

されました。

御参考までに申し上げますと、平成22年12月31日現在の全国市議会議長会のデータでは、議長の任期について、申し合わせで任期を1年にしているのは、人口30万以上の市において、84市中36市で42%ぐらいとなっており、一番多くなっております。また、人口10万未満の小規模の市になると2年が最も多くなっております。

選出方法については、いわゆる立候補制を導入しているのは、人口30万以上の市では、84市中わずか3市で3%程度、10万人未満の市になると実施率が少し上がり、20%弱となっております。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。いかがでしょうか。堀井委員。

○堀井 勝委員 補足というよりも、私どもの会派は、私が去年、委員長という任務にあり、皆さんの御要望を取りまとめさせていただいたという経過がございます、自分の会派として希望する項目を提出いたしておりませんので、この18項目のうち、幾つかについて私どもも一緒に名前を連ねさせてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 それでは、ほかにはないようですので、次に、④議決事件の拡大について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件について、説明いたします前に、御参考までに申し上げます。

一般論としまして、議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項に列挙されており、条例の制定、改正、廃止、予算を定めること、決算の認定などがありますが、それとは別に条例で規定すれば、それら自治法に規定されているもの以外の項目でも、議決事件とすることができます。本件については、その取り組みをしようとするものです。

なお、既に本市でも、市の有功者の決定、名誉市民の称号の贈呈、特別に退職手当を出すことについては、条例で議決事項とされており、この事例に当たります。

これは、平成20年の議会改革懇話会でも議論されましたが、時間的制約もあり、具体的な結論に至りませんでした。

それでは、説明いたします。資料をごらんください。

本件については、日本共産党議員団の委員から提案されています。

内容としましては、過去の議会改革懇話会でもある程度の全体合意があったが、何を対象とするのかは議論されていないままであった、議会審議充実の観点から、重要な計画など、介護保険に関する計画や新子ども育成計画を例示し、議決事件の対象にしていくのがいいのではないかというものでした。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑤議員間討議について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件について、説明いたします前に、御参考までに申し上げます。

一般論としまして、議員間討議は、北海道栗山町が制定した議会基本条例に盛り込まれてから急速に広まっている考え方で、二元代表制のもとで議会が首長と対峙するためにも、機関としての議会の合意形成を図る観点が必要であると言われていています。

本市議会の議会運営委員会での請願審査は、委員同士で議論されていることから、一定、これに当たるものと考えています。

それでは、説明いたします。資料をごらんください。

本件については、公明党議員団、日本共産党議員団の2会派の委員から提案されています。

まず、公明党議員団からは、議員の資質向上、政策立案能力向上を目指すことが大事と考え、各会派の意見、主張に耳を傾ける場として議員間討議を提案されました。

次に、日本共産党議員団からは、委員会で議案修正ができるような政策形成能力を高めるためにも、積極的に議論する議会であることを市民にアピールするためにも、議員間討議を通じて高めていけるのではないかとということで提案されました。具体的内容については、ケース・バイ・ケース、重要な案件などで議論し、導入する場もさまざまあると思うと説明されました。

最後に、公明党議員団からの補足として、それぞれの会派、議員の立場で意見交換し合うことによって、特に重要な施策について議会として大きな方向性を主張できるという効果をねらっていると説明されました。また、議会基本条例に盛り込むことも一つの考え方であると提案されました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑥反問権の付与について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件について、説明いたします前に、御参考までに申し上げます。

一般論としまして、反問権の付与についても、議員間討議と同様、議会基本条例で規定されてから広まってきたもので、首長側が、議員に対して答弁だけという守りの姿勢にとどまらず、逆に問い返すことにより、何が議論の焦点になっているのかを明確にしようとするものと言われていています。

それでは、説明いたします。資料をごらんください。

本件については、未来に責任・みんなの会、みんなの党市民会議、日本共産党議員団の3会派の委員から提案されています。

まず、未来に責任・みんなの会からは、充実した、よりかみ合った議論をするためにも、行政側からの発言権も必要ではないかとということで提案されました。

次に、みんなの党市民会議からは、各担当部長が反問権を使うとは考えにくいですが、恐らく市長はその対象になる、議員からばかりではなく、行政側から議員の発言内容を詳しく聞くことなどにより、議論を深めることにつながる効果が考えられることから提案されました。

最後に、日本共産党議員団からは、想定は市長で、質問の論点を明確にして、充実した議論を行うために提案されました。また、ヒアリングの在り方についても言及され、緊張感を

高めるためにも、事前ヒアリングをどこまでするのかという問題があることも説明されました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑦市長による政策形成過程の説明努力を求めることについて、事務局の説明を求めます。冲事務局課長。

○冲 卓磨市議会事務局課長 本件について、説明いたします前に、御参考までに申し上げます。

一般論としまして、本件についても、議員間討議、反問権の付与と同様、議会基本条例の中でよく見られます。その中で首長の努力義務として、幾つかの具体的項目、当該政策を必要とする背景、提案に至るまでの経緯などの説明をしっかりと行うように首長に求めることなどが明記されています。

それでは、説明いたします。資料の2ページ目をごらんください。

本件については、日本共産党議員団の委員から提案されています。

内容としましては、市長による政策形成過程の説明には努力義務があり、それを明確にするためにも規定として議会基本条例に盛り込むべきで、当たり前のことだが、できていない場合もあるのでということで提案されました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑧決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせること、日程の前倒しと期間延長について及び⑨常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて、事務局の説明を求めます。冲事務局課長。

○冲 卓磨市議会事務局課長 この2件については、民主クラブの委員から提案されています。決算特別委員会、予算特別委員会の在り方を問うもので、一括で説明されました。

内容としましては、決算特別委員会は事業仕分けの場であることを明確にしたい、また、12月議会での報告、採決では遅いということで、9月議会の会期中に決算審査をすべて終わらせて、その報告の中身を予算に反映させ、草案などをもとに12月に予算関連審査をしたい、また、常任委員会で議論すれば、特別委員会は不要であると説明されました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。福留委員。

○福留利光委員 済みません。趣旨の部分が若干違うんですが、基本的に決算を早目に終わらせて、その結果を予算に反映させていくというのはこのままなんですけれども、そうしなければならないというのは、予算に対して議員サイドの思いとか、会派の思いとか、そういった部分が現在、反映されていないんじゃないかというところで、3月の予算特別委員会で審査しても、ある程度骨子が決まっているので、その場では遅いと。そういう部分で、できるだけ早目に予算に反映できるような仕組みづくりをしていってはどうかというのが、1つ。もう1つは、今、予算・決算審査において34名の議員全員が発言できる機会がございません。すなわち、議員になった以上は、最低限度、やっぱり予算、決算に発言できる権利を与

えていくべきじゃないかと。あと、その背景としましては、予算・決算審査にかかわらない議員も傍聴に来られますけれども、責任感といいますか、やっぱりそういった部分での重みというのが若干違うのかなと。そうしたことも含めて、我々はこの2件を提案させていただきたいというのが趣旨でございます。

○大森由紀子委員長 次に、⑩陳情、請願の取り扱いについて、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件については、日本共産党議員団の委員から提案されています。

内容としましては、議会への市民参加促進の観点から、請願と陳情を同列に扱ってはどうか、また、実際にやっているところもあるので、希望者だけでも、請願者本人による請願理由説明ができるようにしたいと説明されました。

○大森由紀子委員長 本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑪通年議会について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件について、説明いたします前に、御参考までに申し上げます。

一般論としまして、この通年議会は、現時点では法律上の用語ではありません。実質的にこのような運営をしようとするものです。必ずしも、地方自治法の改正は必要ではございませんが、現在、通年議会を視野に入れた法改正案が国会に提出されております。

通年議会は、定例会を年1回として、例えば、年の最初ごろに首長に議会を招集してもらい、その会期を年末までの1年間にわたって設定し、議会を一年じゅう開催できる状態とするもので、後の具体的な会議の日程は議会側でイニシアチブをとろうとするものです。

法律上、議会には議会を招集する権限はないため、制度的欠陥と言われていますが、それを補完するものとして、北海道白老町で初めて導入されてから、少しずつその考えが広まっているものです。

実際の運営では、年4回のパターンで定例会的な会議を開くことにする例が多いようですが、会期が一年じゅうであるため、いつでも緊急の場合に議会が開催できるということから臨時会という考え方がなくなります。また、議会を招集する時間的余裕がない場合に行われる地方自治法第179条に基づく首長の専決についてもできなくなります。このようなことから議会の監視機能をアップさせるものと言われております。

なお、最近では、通年制を超えて通任制と議論されているように仄聞しています。

それでは、説明いたします。資料をごらんください。

本件については、みんなの党市民会議、未来に責任・みんなの会、民主クラブの3会派の委員から提案されています。

みんなの党市民会議からは、災害等があった際などを例に挙げられ、その場合のスピーディーな議会対応のためにも必要、また、専決が増えることには危機感を覚える、議会と行政が車の両輪となるためにも必要と説明されました。

未来に責任・みんなの会からは、専決の乱発を防ぐなどの観点から、いつでも議会を開ける状態にしておくべきと説明されました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑫出前議会等について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件については、民主クラブ、公明党議員団の2会派の委員から提案されています。

民主クラブからは、休日議会、夜間議会を含めて提案されました。市民に広く議会を知らせる観点で検討してはどうかと説明されました。

公明党議員団からは、市内を4つのエリアに分けるなどして、各地域に出向いて議会を開催し、各会派の主張についても身近な視点で傍聴してもらい、開かれた議会を目指すものと説明されました。

御参考までに申し上げますと、平成22年中の全国市議会議長会のデータでは、夜間議会については、全国で大東市1市のみしか事例がありません。土曜・日曜議会についても、全国で19市にとどまっている状況です。

また、大東市の出前議会と呼称しているものを見に行ったことがあります。本市議会という委員協議会みたいなものを、地域のホールで行ったようなイメージでした。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑬議会報告会等の市民と直接対話する機会について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件について、説明いたします前に、御参考までに申し上げます。

一般論としまして、議会報告会も、努力規定であれ、義務規定であれ、議会基本条例に盛り込まれる事例が多いものです。

具体的な取り組みについては、昨年の京丹後市議会での視察でも詳しく説明を受けましたが、議員が会派も交ざって班編成などを行って地域の集会所等に出向き、定例会での議決の経過等について、議員個人としてではなく、機関としての議会の構成員の立場で議員が説明して、市民の質問に答えたりするもので、基本的には個人としての見解を述べてはいけないものとされています。

市民との情報の共有化、市民参加の促進の場、市民と議会の距離を縮めるためのもので、議会の説明責任を果たす場と言われております。

それでは、説明いたします。資料をごらんください。

本件については、公明党議員団、日本共産党議員団の2会派の委員から提案されています。

まず、公明党議員団からは、定例会終了後に、会派の立場を超えた議会全体の立場で、賛否の論点を市民に報告する場を設定するという趣旨の説明がされました。また、公明党議員団から、市民の意見聴取についてはケース・バイ・ケースで、また、行政側の出席については出席しないというイメージでと説明されました。

次に、日本共産党議員団からは、議会として実施して市民の意見を伺い、今後の議会での議論に役立てるためのもので、アンケートなどでの対応も可能と思う、実際の運営はまた議

論したいと説明されました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑭傍聴者対応について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 資料の3ページ目をごらんください。

本件については、日本共産党議員団、公明党議員団の2会派の委員から提案されています。まず、日本共産党議員団からは、できる限り市民の意見を伺えるような形をとりたいということと、渡せる資料はできるだけ配ってほしいということを提案されました。

次に、公明党議員団からは、傍聴者はまだまだ少ない状況なので、議会開催の周知徹底として広報の充実についてと、議会ホームページのトップに議会定例会開催中などとアップすることについて提案されました。

また、アンケートの実施についても提案があり、議会事務局から、傍聴受け付けの際に、自由記入式アンケートを書き添えていただけるようにしていると説明いたしました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑮ホームページの充実について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件については、未来に責任・みんなの会、公明党議員団、日本共産党議員団の3会派の委員から提案されています。

まず、未来に責任・みんなの会からは、一般の方が平日の昼間に傍聴に来られるにはハードルが高いので、せめてホームページを見ればいろいろとわかるようにできればということと、議員名簿に議員個人のウェブサイト載せるなどリンクの充実を提案されました。

市議会ホームページの議員名簿に、議員個人のホームページとメールのアドレスをリンクすることについては、各派代表者会議において、継続課題となっており、代表者から本特別委員会に委ねてはという意見があり、議長からそのように取り計らうようにされている事項でもございます。

次に、公明党議員団からは、一般質問・代表質問の映像のアップで要望の半分は達成した、予算・決算特別委員会などでも何らかの形で実施したいと説明されました。

最後に、日本共産党議員団からは、容量の問題はあるだろうが、議案をアップできないか、また、常任委員会記録の検索システムへの対応もお願いしたいと提案されました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑯議会事務局の機能強化について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件について、説明いたします前に、御参考までに申し上げます。

一般論としまして、この調査事件も、多くの議会基本条例に議会事務局の体制強化、特に法務機能の強化に努めることや事務局職員の専門的能力の向上を図ることなどと盛り込まれ

ています。

それでは、説明いたします。資料をごらんください。

本件については、みんなの党市民会議、未来に責任・みんなの会の2会派の委員から提案されています。

まず、みんなの党市民会議からは、事務局の果たすべき役割は、議員、議会が求められる役割とともに変化しており、庶務的な役割から、法律、条例等の政策形成能力の強化が求められると説明されました。

未来に責任・みんなの会からは、議員の政策立案能力、調査能力をサポートできる体制の強化をと説明されました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑰政治倫理条例の制定について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件については、日本共産党議員団の委員から提案されています。

内容としましては、職員の倫理条例はあるが、市長だけでなく、議会もセットで制定すべきとの考えから提案されました。

以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次に、⑱議会基本条例の制定について、事務局の説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 本件については、本特別委員会の最終的な目的として提起されているものではないかと思いますが、公明党議員団、みんなの党市民会議、未来に責任・みんなの会、日本共産党議員団の4会派の委員から提案されています。

まず、公明党議員団からは、議会・議員活動の活性化と開かれた議会のため、基本的事項を定めることが必要、通年議会、出前議会、議会報告会等を盛り込み、議会の在り方を市民に理解していただくためと説明されました。

みんなの党市民会議からは、自治基本条例という大枠の中で議会基本条例と行政基本条例があるのは望ましい、議会基本条例については前向きに検討をと説明されました。

未来に責任・みんなの会からは、他市の事例もあるので前向きに検討を、中身についてはじっくりと議論したい、どこを目指すのかなどの議論をしっかりとした上で制定すべき、他市と同じような条例を作るだけではないと説明されました。

日本共産党議員団からは、議会が果たすべき役割を条例に明記して活性化させ、市民に開かれた議会をつくるのが趣旨と説明され、市民へのアピールと実践をしながら、議会運営をしたいと説明されました。

参考までに申し上げますと、平成18年、北海道栗山町で初の議会基本条例が誕生してからわずか6年、日経グローバルの調査によると、制定済みの市と区が既に175、本市議会のように検討の俎上に上がっているところを合わせると504、約6割と、一つの大きな流れとなっております。

市民に議会というものを知ってもらうツールの的な位置付けが高いものと思われます。  
以上でございます。

○大森由紀子委員長 それでは、本件につきまして、補足したい事項があれば、委員の御発言をお願いします。木村委員。

○木村亮太委員 済みません。ちょっとこの文面だけ見ると、というところで補足させていただきたいんですけども。

どこを目指すのかというところは、枚方市としてはどういう議会を目指すのかという意味です。あと、他市と同じような条例を作るだけではないというところは、もちろん、他市と共通の項目というのも出てくると思うんですけども、枚方市独自で考えていくというところが必要という意味です。議会基本条例というのは他市でももういろいろ定められていますので、極端な話、それを地名だけ枚方市に変えて、これで枚方市の議会基本条例にしますなどというのは避けたいということで、結果として同じような項目が出てくることはあり得るんですけども、そこら辺の議論をしっかりとしたいという意味で書かせていただいております。

○大森由紀子委員長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、これをもって本件についての調査を終結します。

○大森由紀子委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこれをもって散会します。

(午前10時34分 散会)

委員長 大森由紀子

議長 三島孝之